

(目標)
「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン」(平成28年12月)に、表3の目標を掲げている。また、平成28年3月末の整備状況は表4のとおりである。

(表3) 整備目標

項 目	目標年度	目標値
競技会場周辺の主要駅、空港アクセス駅(10駅)	2020(平成32)年	JRの千駄ヶ谷駅、信濃町駅、京成日暮里駅など10駅で完了
駅ホームドア整備	2023(平成35)年度	おおむね完了
駅出入口からホームまで段差なく移動できる1ルートの確保	2024(平成36)年度	完了(構造上、エレベーターの整備が困難な駅を除く。)

(表4) 整備状況(平成28年3月末現在)

区 分	都内駅数	ホームドア		エレベーター等			
		利用者数10万人以上の駅数	整備率	利用者数3千人以上の駅数	1ルート数(備数)(注)	整備率	
JR・私鉄	479	79	29	36.7%	456	440	96.5%
地下鉄	227	52	25	48.1%	227	197	86.8%
その他	49	0	0	—	29	29	100%
計	755	131	54	41.2%	712	666	93.5%

(注) 条例適用施設(車椅子対応のエレベーター、エスカレーター及びスロープによる段差解消)による整備

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・事業計画を適切に立て、進捗管理を行っているか	鉄道事業者及び区市町村への調査及びヒアリングを毎年実施しており、これに基づいて計画の作成及び進捗管理を行っている。
・関係団体との調整は適切に行われているか	上記の調査等により、各鉄道事業者の整備計画や課題等を把握し、整備可能な駅から補助を行っている。
・整備が難しい場合、代替案等の対策が検討されているか	物理的に整備が難しい駅もあるため、エレベーターについては利用者数3,000人未満の駅や種数ルートについて補助対象とするなど、整備可能な駅を優先して補助を行っている。また、平成29年度から、オリビック・パワリビック競技会場の最寄駅に加え、空港アクセス駅を補助対象とするなど、制度の拡充を図っている。
・補助金は、要綱に基づき、適正に交付されているか	補助金は、要綱に基づき交付されており、過大支出等の不正な事例は認められなかった。
・事業に伴う文書管理等の事務手続は適正に行われているか	事業に伴う文書管理、意思決定等の事務手続は、適正に行われていると認められる。

環 境 局

<子育て> 水素社会の実現に向けた取組

<総括>
都は、「2020年に向けた実行プラン」の中で、スマートエネルギー都市の実現に向けた取組として、水素社会の実現に向け、2020年から2030年までの政策目標を設定し、水素ステーション整備や燃料電池自動車購入に当たっての経費補助などの取組を行っている。平成27年度末時点での都内の保有車両数(バス:都交通局で2台導入)は、約3.8万台(車の補助実績より)である。

<監査対象事業の概要>

事業	平成28年度(2016年度)末	平成29年3月31日現在
水素ステーションの整備	12か所稼働中(ほか1か所建設中)	35か所
燃料電池自動車・バスの普及	交付決定済 229台 都内の保有車 11台導入(平成27年度末時点での都内の保有車両数 144台)	6千台(バス100台以上)
家庭用燃料電池(エネファーム)の普及	約3.8万台(車の補助実績より)	15万台

(事業の進捗管理)

平成27年度に、自動車業界・エネルギー業界の企業関係者や大学教授等の有識者、都の関係各局等を含む34名の委員で構成される「水素社会の実現に向けた東京推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置している。推進会議は年2回開催され、水素社会の実現に向けた戦略目標の進捗管理及び工程表の策定、規制緩和、普及啓発、その他の水素エネルギー活用における諸課題の検討等を行い、課題の把握と新たな取組についての提案を行っている。(事業別の取組)

事業	取組状況
・水素ステーションの整備	推進会議における中小事業者向け支援の要請を受け、局は、中小的ガソリンスタンド事業者向けに、水素ステーション運営に必要となる高圧ガス製造保安責任者試験の勉強会等3件の事業を平成28年度中に開始している。
・燃料電池自動車・バスの普及	燃料電池自動車の普及台数は、自動車メーカーによる生産・販売の動向に左右されるため、局は燃料電池自動車の販売台数の把握を随時に行っている。2016年の生産台数は2千台程度、2020年度以降は年間1万台数千台程度が国内で販売される見込みである(自動車メーカーによる発表。)
・家庭用燃料電池(エネファーム)の普及	更なる普及に向け、財政支援の取組を続けている。
・普及啓発への取組	平成28年7月に「水素情報館 スイッチ」を開館し、子供向けツアーや事業者への講習会を実施するほか、都内各地のイベントでの燃料電池自動車の試乗や水素発生装置の体験などを通じ、水素エネルギーの普及促進に取り組んでいる。
・規制緩和への取組	推進会議における規制緩和の要望等を踏まえ、水素ステーション整備に当たっての保安距離規制の更なる見直しや放水基礎の見直しなどについて国への要望を行うなど、整備・運営コストの低減等につながる規制緩和について、引き続き取り組んでいる。

福 社 保 健 局

<テナー>> 待機児童対策 (人材確保事業)

<総括>
 都では、平成28年1月に待機児童解消に向けた緊急対策会議を設置するなど、待機児童対策が都政における重要課題の一つとなっており、特に、広域的な視点から施策展開が必要な保育士等人材の確保・定着施策について、効果的に実施されているか検証するため、上記テーマを決定した。
 福祉保健局は、人材を確保するため下記の事業を行っており、平成27年度において、賃金改善額が月額2.3、2.99円となるなど、保育人材の労働環境の改善に一定の効果を上げている。
 下記対象事業について各着眼点に基づき、監査を行ったところ、保育士養成施設に対する就職促進支援事業において、効果的に行うための検討が望まれるものの、それ以外の事業においては、着眼点に沿った対応が適切に行われていた。
 今後も待機児童の解消に向けて一層の人材確保が必要である。

<監査対象事業の概要>

対象事業	事業開始年度	実施主体	予算
保育人材確保研修及び就職支援等事業			
保育士就職支援研修及び就職相談会	平成21年度	東京都、(社)東京福祉会	57
就職支援セミナー・現場実習	平成23年度	会福祉協議会へ委託	54
高校生向け職場体験	平成27年度		10
保育従事者支援事業			
保育従事者資格取得支援事業	平成25年度	区市町村	42
保育従事者職員宿舍借り上げ支援事業	平成26年度		707
東京都保育士等キャリアアップ補助	平成27年度	区市町村、社会福祉法人等	10,710
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	平成28年度	指定保育士養成施設	38

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
① 保育人材確保研修及び就職支援等事業	
広報活動	新聞チラシやポスターデザイン、実態調査回答者等へ研修等の案内を送付するなどを実施
研修等内容	近隣保育園等に勤務する保育士が、労働条件などを相談できる相談会を6回実施
アンケート調査	相談会において参加者の意見を聴取するなど、課題等を把握
事業効果の検証	参加者が減少傾向のため、新たな取組として保育士試験会場での周知、離職保育士届出制度を活用するなど、事業効果の検証結果を反映した積極的な取組を構築
② 保育従事者支援事業	
事業周知	区市町村や事業者に対し、説明会を実施し、ハローワークや保育人材・保育所支援センター、ホームページを通じて事業周知を実施
補助金の支出	要綱等に基づき適切に支出
事業効果の検証	キャリアアップ事業により、賃金改善が図られているか等の検証を行い、予算を拡充するなど、更に積極的な取組を実施
③ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業	
事業周知	養成施設(81施設)に対し、平成28年9月と6月に要綱案を説明
補助金の支出	該当事業者に対し、適切に支出
事業効果の検証	予算は、21施設であるが実績は1施設と低調な執行となっており、平成29年3月に開催された養成施設連絡会にてアンケートを実施した。今後アンケート結果を踏まえて効果的な事業に向けた検討が望まれる。【意見・要望事項(11)】

(都が実施している補助の概要)

(単位：億円)

事業	補助対象	平成28年度予算額
水素ステーション設備等導入促進事業	水素ステーションの設置費用及び土地賃借料、運営費を補助	26.2
燃料電池自動車等導入促進事業	燃料電池自動車の購入経費を一部補助	9.1
家庭におけるエネルギー利用の高度化促進	家庭用燃料電池や蓄電池システム等機器の設置費を一部補助	36.1

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・目標達成に向けて、課題を把握しその対策を講じているか	<ul style="list-style-type: none"> 水素ステーション事業について、推進会議の提言を活用し、新たな取組に着手した 燃料電池自動車の販売台数の増加に合わせ、普及のために必要な環境整備に努めている 都民への普及啓発に努めるほか、規制緩和に向けた国への要望活動を行う など、課題を把握し対策に取り組んでいる。
・事業の実施に当たり、実施要綱等に基づく適切な取組がされているか	各事業における補助金交付等の業務は適切に行われていると認められる。また、意思決定、文書管理等の事務手続についても適正に行われていると認められる。
・意思決定、文書管理等の事務手続は適正に行われているか	

病院 経 営 本 部

<アンケート> 都立病院の警備体制

<総括> 都立病院(以下「病院」という。)は、都立都民利用施設の中でも、高い水準の安全性が要求され、十分な警備体制が求められている。一方、病院の特性上、不特定多数の者が出入りし、不審者が侵入しても、その識別は難しく、警備を困難にしている。病院での警備体制を確認し、適切に警備されているか監査するため、上記アンケートを選定した。

各病院において、国の通知等に基づき監査を行ったところ、各病院における警備については、各病院長の責任において整備・運営を行い、病院経営本部は、各病院の支援を行うこととしている。監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、この方針の下で対応していることを確認した。

<監査対象事業の概要>

下記の通知等に沿って監査を実施した。

- ・国の通知
- ・「医療機関における安全管理体制について(院内で発生する乳児連れ去りや盗難等の被害及び職員への暴力被害への取り組み)に関して」について(厚生労働省)
- ・都のアンケート等

医療安全アンケート	・各病院で整備(病院によって名称は異なる。) ・医療事故発生時の対応、医療事故予防策などについて規定
-----------	---

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・国の通知に沿ってアンケート等が整備されているか	暴力事故及び不審者侵入対応及び乳児連れ去り対策に関する事項は、国の通知に沿って作成されていた。出入口管理などの警備に関する事項は、警備委託契約の仕様書で具体的に定められている。(PFI病院の場合、SPC会社で作成する仕様書を病院が承認)
・入院患者の安全が守られているか(不審者対応、医薬品管理)	不審者侵入防止のため、出入口への警備員の配置、病院内の巡回などをやっていることを確認した。 医薬品について、点滴は、ナースステーションの一角で準備を行い、準備後は速やかに患者に投与するなどの運用がされていることを確認した。 ※ 非常口について指摘事項あり【指摘事項(1)】
・乳児の連れ去り防止対策がとられているか	各病院において、乳児の連れ去り防止対策がとられていた。 ・新生児室へはナースステーションの前を通らずには行けない構造となっているなど
・盗難防止対策を行っているか(医薬品、現金及び物品、患者の財産)	各病院において、盗難防止対策が講じられていた。 ・医薬品について、麻薬は専用の金庫に保管し密着時錠錠など ・現金及び物品については、病院内での盗難注意喚起がスターの掲示、医局・更衣室などへの病院内キーロックの設置など ・入院患者には、セーフティボックスの設置など
・警備体制は実効性を有しているか	不審者侵入や暴力事故発生時の対応については、訓練は実施していないが、院内での対応方針や情報共有・警察等への連絡体制が整っていることを確認した。
・警備会社の管理は適切に行われているか	警備委託については、仕様書どおりに履行されており、警備会社の警備が適切に行われていることを確認した。

産 業 芳 働 局

<アンケート> 外国人旅行者の受入環境の整備事業

<総括> 産業労働局は、東京を訪問する外国人旅行者の受入環境について、平成26年度に整備方針(注1)、平成28年度に実行プラン(注2)を策定し、事業を実施している。このうち、公益財団法人東京観光財団へ資金を出せんと実施している補助事業について、局及び財団における執行状況等を確認するため、上記アンケートを選定した。

対象事業について監査した結果、補助金交付要綱等の見直しに関する指摘事項が認められた。
(注1) 「外国人旅行者の受入環境整備方針 ～世界一のおもてなし都市・東京の実現に向けて～」(平成26年12月)
(注2) 「PRIME 観光都市・東京 ～東京都観光産業振興実行プラン2017～」(平成29年1月)

<監査対象事業の概要>

(単位：千円)

事業名	目 的	平成28年度予算額
観光インフラ整備支援事業(平成27年度)		
①区町村観光インフラ整備支援	多言語対応の改善・強化、無線LAN環境整備等	1,240,000
②観光施設の国際化支援	都内民間美術館・博物館等が行う音声ガイド機器導入、無線LAN環境整備等	300,000
③宿泊施設に対する外国人旅行者の受入環境整備支援	宿泊施設が行う案内表示の多言語化、無線LAN環境整備等 ※平成29年度から飲食店等も対象とした新規事業で実施	269,000
④宿泊施設でのバリアフリー化の推進	客室改修、だれでもトイレ新設等	100,000
東京ひとり歩きサイン計画(平成27年度)	ピクトグラム(絵文字)や多言語で表記した観光案内標識設置、案内サインの統一化促進	561,890
広域的な観光案内等整備事業(平成28年度)	都内の広域的観光案内拠点整備(重点整備10地域)及び観光案内窓口整備	492,162

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・財団は計画及び要綱等に沿って適切に実施しているか	財団は、年度ごとの事業計画を策定し、各補助金交付要綱による事業の進捗に応じて、関係団体との協議会やセミナー等において補助事業の周知、相談対応を行うなど利用促進の強化を図っている。要綱等において、補助対象経費を明確にすべき事項が認められた。 【指摘事項(1)】
・局は各事業の状況を把握し進捗管理等を適切に行っているか	局は、財団との協議等で状況の把握や情報の共有を図っており、必要に応じて事業の見直しを行うなど、適切に進捗管理等を行っている。
・局及び財団は文書管理等の手続を適正に行っているか	局及び財団は、実施計画の決定、承認や事業実績報告等の手続を適正に行っている。

中央卸売市場

＜クレーマ＞ 市場における安全・品質管理者の取組

＜総括＞
中央卸売市場は、開設者の立場から「安全・品質管理者」(以下「SQMJ」という。SQM:セイフティ&クオリティ・マネージャの略)を設置している。SQMは、食品危害発生時の連絡調整役に位置付けられていることから、市場内でSQMが果たす役割、効果等を確認するため、上記クレーマを選定した。
対象事業について監査した結果、監査を実施した限りにおいて、SQMを通じた情報の伝達や訓練等が適切に行われていることが認められた。

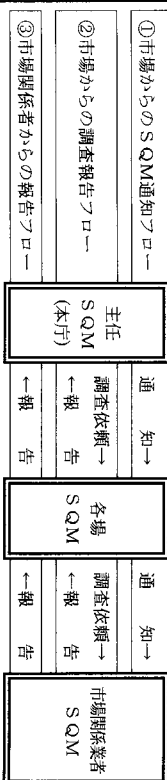
＜監査対象事業の概要＞

(事業名) 安全・品質管理者 (SQM) の設置
(目的) 適切な情報提供に基づく連携等により、市場で取り扱われる物品の安全・品質管理の向上を図り、都民の食の安全・安心を確保する。
(内容) 市場は、食品の流通拠点における危機管理対応の強化などの面から、各場や市場関係業者との連絡調整を行い、未然に食品危害の発生を防止するための役割を担っている(都職員26人、市場関係業者129人、合計155人)。
なお、市場内において、食品衛生法や条例に基づく監視指導や試験検査は、福祉保健局が設置する市場衛生検査所等が行っている。

(期待される効果)

食品に関する事件・事故発生時において、東京都と市場関係業者がSQMにより連携し、当該食品の流通状況や業界情報の収集、措置の周知などが迅速に行われるとともに、食品に関する危機管理対応等の推進が可能となる。

(表1) SQM情報の流れ



- ① 基準値を超える農薬や放射能が検出された物品の出荷制限・流通に係る情報や食中毒ソース到来の兆しなどの情報が、国や生産地、福祉保健局等から入手できた場合、情報の周知を行う。
- ② SARS、テロ等の重大事件が発生した場合、流通状況の調査・報告を行う。
- ③ 市場関係業者が該当情報を探知した場合、各場SQMを通じて情報を報告する(このフローとは別に市場衛生検査所へも報告)。

(監査対象事業の実績)

事業名	計 画			計
	(～平成31年度)	平成27年度	平成28年度	
観光インフラ整備支援事業				
①区市町村観光インフラ整備支援 (区市町村数)	62	11	31 (9)	42 (9)
②観光施設の国際化支援 (件)	75	2	13	15
③宿泊施設に対する外国人旅行者 の受入環境整備支援 (件)	543	63	100 (13)	163 (13)
④宿泊施設でのバリアフリー化の 推進 (件)	130	8	11	19
東京ひとり歩きサイン計画 (か所)	813	80	84	164
広域的な観光案内拠点等整備事業 (か所)	8	—	2	2
(観光案内窓口分) (か所)	480	—	100	100

(注) クレーマ内は申請済みの件数で外書き
※ 都が募集、指定する箇所数(財団における補助実績は申請が10件、決定が5件)

<子テーマ> 道路の維持管理

<総括> 建設局では、道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、路面の維持管理及び道路の補修事業を行っている。これらが適切に行われていないことにより、道路陥没等の事故が起るリスクが想定されることから、実施状況等を確認するため上記テーマを選定した。対象事業について監査した結果、路面下空洞調査を踏まえた対応に関して、より適切な事務となるよう意見・要望を行った。

<監査対象事業の概要>

(事業名) 道路の維持管理について
(目的) 道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、路面の維持管理及び道路の補修事業を行っている。

(内容) 道路の陥没対策について、毎年、埋設物の多い路線を対象とした「路面下空洞調査」を実施し、空洞を発見した場合は復旧工事を行い、陥没の発生防止に努めている。また、鳥しよを除く全ての路線を対象に、3年に1回実施する「路面性状調査」により、ひび割れや平坦性等を測定し、その調査結果により、要補修箇所の選定や優先順位付けを行い、計画的に路面補修を行っている。

<着視点ごとの監査結果>

(路面下空洞調査委託)

- ・路面下空洞調査委託 (平成27年度実績 9,389万6,712円)
- ・路面性状調査委託 (平成27年度実績 9,396万円)
- ・路面補修工事

着視点	監査結果
・路面下空洞調査委託の調査結果を踏まえて、空洞が発見された箇所について、マニエツルに基づいて占有企業者等に対する調整・指示や復旧は適切に行われているか	調査結果を踏まえ、緊急等を要するものは適切に対応し復旧していることを「復旧結果調査」等により確認した。空洞復旧に当たって、道路調整会議等において占有企業者等と調整を行い、実施者を決定していること、また、空洞箇所付近に埋設物等が確認されない場合には道路管理者が実施していることを会議資料等により確認した。工事の実施に当たっては、道路管理者が現場立会いを行っていることを関係書類により確認した。道路管理者が経過観察(連やかい)に復旧を行わず道路巡回などを実施)とする場合には、その判断根拠及び経過等を記録により明らかにしておくことが望ましいため、経過観察の取扱いに係る記録の作成・保存を検討するよう意見・要望を行った。【意見・要望事項(1)】

(表2) S Q M情報 (すべて表1①に該当 (平成28年11月末現在))

種類	情報提供	注意喚起	要注意	法令違反	計	(単位:件)
水産	13	0	2	0	15	
青果	14	1	1	7	23	
花き	2	0	0	0	2	
食肉	0	0	0	0	0	
重複(水・青・肉)	1	0	0	0	1	
合計	30	1	3	7	41	

※情報提供: 国等から食べ方等の注意の呼びかけがあった場合等
注意喚起: 食中毒シースト到来の兆しなどの情報が入手できた場合等
要注意: 食品危害が起きる可能性が報告された場合等
法令違反: 食品衛生法違反等が発生した場合等 (ただし、法令上の対応は、市場衛生検査所が行う。)

<着視点ごとの監査結果>

着視点	監査結果
・卸売業者及び仲卸団体において、S Q Mが選任されているか	当業務を所管する中央卸売市場事業部業務課(本庁S Q M)で、毎年度当初に各場へ選任状況を確認している。
・各場が場内の卸売業者及び仲卸団体にS Q M通知を伝達しているか	表1の通知については、すべて周知を目的としたものであり、各S Q Mへ伝達していることを確認した。
・同一の取扱品目を扱う他の場にもS Q M通知を伝達しているか	本庁S Q Mが取扱品目ごとにグループ化したメールアドレスを利用して、漏れなく伝達している。
・S Q M通知の内容が履行されているか	平成28年度については、調査・報告を伴わない事例のみであったことから、検証できなかった。
・S Q M制度が形骸化していないよう、情報伝達訓練等を実施しているか	表3のとおり、本庁S Q Mにおいて取扱品目ごとの事例を踏まえた訓練等を、毎年度実施している。

(表3) 訓練等実施実績

実施時期	項目	実績	内容
平成28年2月	机上訓練 (情報伝達訓練)	全S Q M	出荷自備品の販売状況について、卸売業者へは取扱いの有無や数量等の調査、報告を行なった。 仲卸組合へは通知の受信確認を報告させた。
4月	研修会(視察)	24人	花き卸売業者の研修精度を高める目的で、東京都葉用植物園において栽培できないパンシの研修を行った。
平成29年1月	研修会(講義)会議 (訓練について)	83人	有事魚の流通に関する注意喚起を目的に、バラハタの実例を取り上げて講義を行った。また、研修後の会議において、S Q M制度の概要と机上訓練実施の周知を行った。

港 湾 局

<ニュー>> 「東京港海岸保全施設整備計画」に基づく施設の整備状況

<総括>
港湾局では、東日本大震災を踏まえ、これまでの整備計画を見直し、平成24年度を初年度とした今後10年間に取組むべき新たな東京港海岸保全施設整備計画を策定して、地震・津波・高潮対策の一層の強化に取り組んでいる。
今回、平成24年度から平成28年度までの5か年が経過したところで、当該計画に基づく施設整備が着実に実施されているか検証した。
対象事業について監査した結果、工事変更の事務手続、工事に伴い発生した物品の登録に関して適正でない事項が見受けられた。

<監査対象事業の概要>

主な事業	平成28年度末	平成33年度末目標
防潮堤	8.1 km	17.4 km
内部護岸	2.8 km	25.6 km
水門	6施設	13施設
排水機場	0施設	3施設
高潮対策センター	2拠点化	2拠点化

(注) 防潮堤は、津波や高潮等から市街地を防護するための施設であり、内部護岸は、防潮堤等の内側にある埋立地を浸水等から防護するための施設である。
広域的な浸水を防ぐ観点から、防潮堤の整備を内部護岸よりも優先して実施している。

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の決定プロセスは適切か 10年計画及び各年度計画等に基づいて、事業の進捗管理は適切に行われているか 国から新たな指針等が出た場合、計画に反映されているか 契約における事務手続が適正か 工事変更等の手続は適正か 検査が適正に行われているか 契約の成果物は、仕様書等の内容と一致しているか 文書管理の事務手続は適正か 	<p>東京都防災会議が示した被害想定に基づいた、有識者等で構成される技術検証委員会の提言を受けて、港湾局は、建設局・下水道局とともに「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を定めた。「東京港海岸保全施設整備計画」は、新たな被害想定、提言、基本方針に基づいて策定されていることを確認した。</p> <p>計画の実施に当たっては、関係者の調整等で計画の遅れが発生した場合には、代替で早期着手可能な箇所を前倒して整備し、計画期間内で施設整備を実施していることを確認した。</p> <p>国の中央防災会議から平成28年12月に報告された指針（防災対策地震の変更）が計画に反映されていることを確認した。</p> <p>一部工事完了の検査を行うに当たり、工事数量の変更手続前であるにもかかわらず、工事数量変更後の数量で検査を各格としていた事例が見受けられた。【指摘事項(1)】 工事で取得した物品を登録していない事例が見受けられた。【指摘事項(2)】</p> <p>事業を執行するに当たり、文書管理の事務手続は適正に行われていることを確認した。</p>

(技術監査との連携について)

- 事業実施の決定プロセスについて、事務職と技術職の職員が同行して監査した。
事務的視点では、被害想定や基本方針が計画に盛り込まれていることを確認した。
技術的視点では、計画の整備方針に基づく耐震対策や雨水対策等が行われているかなどについて、構造計算書や設計図面等で確認した。
- 東京港海岸保全施設整備計画の工事案件のうち、平成29年工事監査で対象とした2件について、事務手続に関する検証を行った。【指摘事項(2)】

(路面性状調査委託：路面補修工事)

着眼点	監査結果
<ul style="list-style-type: none"> 路面性状調査結果に基づいて、要補修箇所等が定められているか 計画どおりに工事が実施されているか 	<p>本調査の結果、道路巡回点検結果及び住民の要望等を勘案して、要補修箇所の選定や優先順位付けを行い、補修計画が定められていることを、補修計画等により確認した。</p> <p>補修工事の実施状況の確認を行い、補修工事が概ね補修計画どおりに行われていることを、路面補修工事契約について、概ね適切に行われていることを、関係書類、成果品等の提出書類により確認した。</p>

(参考資料) 平成27年度空洞調査に対する各建設事務所の対応状況 (平成29.3.1現在)

(単位：カ所)

事務所名	空洞箇所数	車道部			歩道部	対応状況	
		A	B	C		復旧済	経過観察
第一建設事務所	145	11	21	110	3	45	100
第二建設事務所	51	3	8	40	0	26	25
第三建設事務所	50	4	9	37	0	45	5
第四建設事務所	2	0	0	0	2	2	0
第五建設事務所	38	1	5	32	0	12	26
第六建設事務所	1	1	0	0	0	1	0
北多摩南部建設事務所	2	1	1	0	0	2	0
計	289	21	44	219	5	133	156

(注1) ランク：調査結果において、受託者が陥没リスク判断基準を目安として提案し、以下のとおりランクを付した結果が報告されている。

- A：陥没の危険性が高いと考えられるため迅速な対応が必要
 - B：陥没の危険性がやや高いと考えられるため早急な対応が必要
 - C：直ぐに陥没する危険性は低いと考えられるが順次補修の必要有
- (注2) 歩道部についてはランクは付されないが、受託者から、できるだけ速やかに対応が必要と報告されている。

(参考資料) 路面性状調査状況

(単位：m)

	平成28年度	平成27年度	平成27年度		
第五建設事務所	542,855	西多摩建設事務所	637,088	第一建設事務所	365,074
第六建設事務所	450,247	南多摩東部建設事務所	342,520	第二建設事務所	431,719
南多摩西部建設事務所	392,062	北多摩北部建設事務所	489,813	第三建設事務所	398,679
北多摩南部建設事務所	396,267	横浜七号線	263,592	第四建設事務所	321,223
武蔵施工区間	35,461	狹島園所等区間	18,202	指定区間外国道	176,110
		狭島園所等区間	21,216	狭島園所等区間	17,160
		IRI測定箇所	3,452		15,271
計	1,816,892	計	1,775,873	計	1,725,236

東京消防庁

＜ユーザー＞ 救急車の適正利用の促進に係る普及啓発

＜総括＞

高齢化の進展等を背景に、救急需要は増加の一途をたどり、平成28年中における東京消防庁管内の救急出場件数は77万件(送報輸)を超え過去最高となっている。庁では、救急車の適正利用に向けた都民の理解を深めるため、各種の取組を行っており、その実施状況を検証するため上記ユーザーを選定した。対象事業について監査した結果、各種広報媒体を活用した広報についてアンケートなどによる検証結果を今年度契約に反映するなど、監査を実施した限りにおいて事業は適切に行われていることが認められた。

＜監査対象事業の概要＞

(事業名) 救急車の適正利用の促進に係る普及啓発

(目的) 緊急性の認められない救急搬送の低減

(内容) ○救急相談センターの周知及び利用の促進

都民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼ぶべきか、病院で受診すべきであるか迷った際等に、24時間体制で電話相談等を行っている「東京消防庁救急相談センター」を広く都民に周知し、利用促進を図る。

○救急搬送ユーザーの周知及び理解の促進

119番通報を受け出場した救急現場において、救急搬送ユーザーが基準により明らかに緊急性が認められない場合には、傷病者の同意を得た上で、本人自身による通院(自力受診)を求める「救急搬送ユーザー」の仕組みを都民に周知し理解促進を図る。

○患者等搬送事業者(民間救急)の周知、利用促進及び連携
緊急性のない患者等を対象とした民間救急を都民に周知し、利用促進を図る。

(根拠) 救急業務等に関する条例(昭和48年東京都条例第56号)

東京消防庁の行う救急業務に関連する業務として、救急隊の適正な利用について普及啓発を行うことが規定されている(第2条)。また、都民の責務として救急隊を適正に利用するよう努めなければならないこととされている(第8条)。

(事業費) 9,553万円(平成28年度予算額)

(表1) 各広報関係経費

区分	概要
新聞一面広告	実施媒体：主要6紙朝刊 契約金額：5,749万8千円 実施時期：平成28年12月 訴求対象：高齢者層・在宅者層
バス車体利用広告(新規) (ラッピングバス)	実施地区：特別区・多摩地区 契約金額：516万7千円 訴求対象：高齢者層・若年層
電車車内広告(新規) (広告貸切列車)	実施路線：JR 中央線快速 契約金額：381万7千円 訴求対象：通勤・通学者層
パンフレット等	パンフレット・ポスター等印刷経費：785万7千円

(期待される効果)

真に救急車を必要とする傷病者に対する迅速な対応

＜着眼点ごとの監査結果＞

着眼点	監査結果
・都民への周知は計画をもって適切に行われているか	平成28年度広報広聴指針の中で、本事業を政策広報推進事業の一つとして位置づけ年間計画を立てて実施している。
・広報等に際しては、世代・地域性等を勘案し、また広報媒体等の選択に当たり効果的なものとなるよう工夫がなされているか	訴求対象に見合った媒体を選択するとともに、重点的に月間広報ユーザーとして取り上げるなど時期に応じた取組を行っている。 救急搬送需要の増加する年末の時期、搬送割合の多くを占める高齢者世代、地域特性等を考慮した広告媒体を活用している(表1参照)。高齢者層に對しては、手元に置く媒体としてのパンフレットの活用、若年層向けにはソーシャルメディアの活用も行っている。
・各取組の検証がなされ、より効果的なものとなっているか	新聞一面広告委託契約については、同委託を行った際のアンケート調査の検証結果を反映している。 これまでの取組により、救急搬送ユーザーが減少しているものの、更なる実態把握のため、平成29年度より、救急要請の要因等を調査委託するとしている(表2参照)。
・広告契約を行うに際し、規模・仕様を十分に検討しているか。また、不経済な状況等が生じていないか	契約関係書類を確認したところ、不適切な状況等は確認されなかった。

(表2) 救急搬送ユーザー受診状況

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
搬送人員	649,429人	655,925人	664,629人	673,145人	691,308人
うちユーザー対象年齢 (15歳～64歳)の搬送人員	295,698人	290,883人	287,814人	286,998人	289,956人
ユーザー該当事案(A)	1,348件	986件	796件	624件	569件
自力受診の同意あり(B)	1,021件	735件	584件	456件	386件
自力受診の同意なし	327件	251件	212件	168件	183件
同意率(C=B/A)	75.7%	74.5%	73.4%	73.1%	67.8%

(注1) 救急現場において、救急搬送ユーザーを用い緊急性が認められるか否かを判断し、明らかに緊急性がないと判断されたものが救急搬送ユーザー該当事案となる。

(注2) 平成28年実績は速報値である。

(表3) 病院搬送の状況

区分	平成28年実績	備考
全搬送人員のうち病院搬送の割合	(B)/(A) 6.3%	(A)全搬送人員 691,308人 (B)病院搬送人員 43,211人
病院搬送のうち軽症者の割合	(C)/(B) 10.1%	(C)(B)のうち軽症者人員 4,345人

(注1) 病院搬送：医療機関から他の医療機関への搬送

(注2) 平成28年実績は速報値である。

交 通 局

<テーマ> 地下構造物の安全管理

<総括> 都営地下鉄における線路及び構造物については、①安全で乗り心地の良い地下鉄であること、②列車が安全かつ円滑に運転できる状態を常に保持することのほか、③長寿命化及び補修費用の平準化や④経年等による構造物の劣化に対する機能回復、⑤駅施設の改良による乗客の利便性向上などが求められている。平成29年定期監査においては、このうち、都営浅草線及び都営大江戸線における地下構造物の安全管理について、各種基準等に基づき適切に行われているか監査した結果、監査を実施した限りにおいて、基準等に合った対応が行われていると認められる。

<監査対象事業の概要>

交通局は、鉄道構造物等維持管理標準、トンネル補修・補強マニュアル、土木施設実施基準、土木施設維持管理マニュアル等に基づき、以下のとおり地下構造物の安全管理を行っている。
○平成28年度 地下構造物検査実施状況

種別	意義	点検箇所	
		浅草線 (総延長: 3.8、4km) (全線開業: 昭和43年)	大江戸線 (総延長: 8.2、7km) (全線開業: 平成12年)
全般	(通帯)構造物の変状等の有無及びその進行性を把握するため、2年に1回目視する	延べ23.1km	延べ41.4km
個別	20年に1回入念に目視するなどして検査する	延べ8.8km	延べ3.08km
検査	全線検査等の結果、詳細な検査が必要とされた構造物に対して、精度の高い健全度の判定を行う	12か所	3か所
措置	トンネルの沈下・変形、コンクリートのき裂・はく落等の状況に応じた、適切な処置を講ずる	12か所	3か所

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・必要な施設すべての保守点検を行っているか	線路・施設概要と検査台帳等とを突合したが、問題となる事項は認められなかった。
・基準等に基づき必要な項目の保守点検を行っているか	必要な点検が網羅的に行われていた。
・基準等に基づき維持補修が行われているか	必要な維持補修が行われていた。
・施設の老朽化等の実情に応じた修繕計画になっているか	地下鉄構造物の長寿命化工事に係る実施状況を見ながら、問題となる事項は認められなかった。
・修繕対応の緊急性が適切に判断され、その度合いに相応しい手続により修繕されているか	に基づき、必要な維持補修が行われていた。
・都民・利用者からの通報を組織的に維持補修につなげる体制をとっているか	処置記録簿の事例から維持補修の経過を確認したが、問題となる事項は認められなかった。

(技術監査課との連携)
技術監査課と連携し、同行を得て実査に当たり、交通局による地下構造物の計画的な安全管理の方針等について聴取するとともに、検査実施状況において技術的観点からの助言を受けた。

水 道 局

<テーマ> 地下構造物の安全管理

<総括> 平成28年11月に、福岡県福岡市博多駅前において、地下掘削工事の影響による、大規模な道路陥没事故が起こったが、水道局においても地下掘削を行う工事多数あるため、同様の事故リスクも考えられることから、上記テーマを選定した。対象事業について各着眼点に基づき、監査を行ったところ、地下構造物の安全管理については、監査を実施した限りにおいて、1件漏水事故対応があったものの、着眼点に合った対応が適切に行われていた。

<監査対象事業の概要>

(事業名)
「第二朝霞東村山線 (仮称) 整備工事」(総事業費約300億円)などの地下掘削を伴う大規模工事等(シールド及び開削工事)

工 事 内 容	(単位:円)	
	主な工法	工事契約金額
「第二朝霞東村山線 (仮称) 整備工事」 関連6件	シールド	18,797,205,900
「第二朝霞上井草線 (仮称) 整備工事」 関連3件	シールド	10,129,168,800
その他配水管布設替工事など11件	シールド及び開削	12,782,086,800
	計20件	41,708,461,500

(期待される効果)
監査対象工事(20件)
それぞれ、管路の新設・更新などであり、管路の耐用年数延長及び耐震化が図られ、災害に強い水道管が布設されることとなる。

<着眼点ごとの監査結果>

着眼点	監査結果
・工事の進捗状況は、計画どおりとなっているか	いずれの工事においても、契約工期の変更はあるものの、ほぼ計画どおりの進捗状況となっている。
・工事施工内容は、仕様どおりとなっているか	工事施工内容については、いずれの工事においても契約図書に基づき施工計画を作成しており、仕様書どおりとなっている。
・工事中における不具合箇所の修繕対策は、適切なものとなっているか	土質調査中に、誤って既設水道管を損傷させ、漏水となった事例が1件あったが、関係機関への速やかな連絡と早急な漏水修繕により、適切に対応されていた。
・事故発生時における応急連絡体制は適切なものとなっているか(警察・消防及び各関係機関との連携体制について)	いずれの工事においても、施工計画書の中で、各関係機関との緊急連絡表を作成しており、関係者へ周知されていた。
・復旧業者の確保は、適切なものとなっているか	いずれの工事においても、下請協力会社を確保しており、応急復旧できる体制を構築していた。
・水道管起因による人身事故後の対応は、適切なものとなっているか	上記漏水事故においても、人身事故は発生していない。また、いずれの工事においても緊急連絡表には、関係機関として、近隣病院を記載しており、適切な対応を図れる体制になっていた。

(技術監査課との連携)
今回監査対象とした工事については、今後、技術面の観点から、必要に応じた監査を実施していく。